

新庄墓園・青山墓園の管理方法について

平成 27 年 11 月 24 日

保 健 福 祉 部

1 趣旨

新庄墓園・青山墓園について、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行っていたが、基本協定違反が判明したことにより平成 25 年 11 月 30 日をもってその指定を取り消し、同年 12 月 1 日から市自ら管理している。その後、指定管理者による管理と直営による管理との経費の比較、両墓園の特殊性等を踏まえて今後の管理方法について検討した結果、平成 28 年度以降において指定管理者による管理から直営による管理方法に見直そうとするものである。

2 経緯

新庄墓園・青山墓園の管理については、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を目的として、平成 18 年度から指定管理者制度を導入した。

当初は、園内設備の整備や墓参代行サービス、ろうそく・線香の販売などの自主事業を実施するなど利用者サービスの向上と経費節減が図られたが、指定管理者が市との協定に違反する行為があったことから、平成 25 年 11 月 30 日をもって指定を取り消した。

以後、市直営による管理を行いながら、管理方法について検討してきたところである。

主な経緯は以下のとおりである。

(1) 平成 18 年 4 月 1 日

㈱北東北開発による指定管理を開始（平成 21 年 3 月 31 日までの 3 年間）。

※指定管理料 9,850 千円（平成 17 年度直営時の管理費 13,376 千円）

(2) 平成 19 年 3 月

市議会定例会予算審査特別委員会において、新庄墓園・青山墓園の指定管理業務の公平性の確保について質問があった。

(3) 平成 20 年 7 月

上記指摘を受け、次期指定管理者の公募に当たり、指定管理業務以外の業務の目的を持って墓地使用者等に連絡等の接触を行うことを禁止する条項を仕様書に盛り込んだ。

(4) 平成 21 年 4 月 1 日

㈱北東北開発による指定管理を更新（平成 26 年 3 月 31 日までの 5 年間）。

※指定管理料 9,950 千円

(5) 平成 25 年 4 月 1 日

墓域拡張に伴う仕様書の変更に併せて指定管理料を 12,569 千円に引き上げた。

(6) 平成 25 年 5 月

20・21 墓域 (1,262 区画) の供用を開始した。

(7) 平成 25 年 6 月

指定管理者から墓地使用者への墓石設置の勧誘及び墓石設置依頼があることなどの情報が寄せられ、調査を実施した。

(8) 平成 25 年 8 月

平成 26 年度からの次期指定管理者を公募。公募条件について、上限額を 15,046 千円としたが、応募者はなかった。

(9) 平成 25 年 10 月 10 日

指定管理者に対し、協定を遵守するよう、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づき文書で指示した。

(10) 平成 25 年 11 月 30 日

市との協定に違反して墓石のあっせんを行うなどの公平性を損ねる行為を行ったことなどにより、平成 25 年 11 月 30 日をもって指定管理者の指定を取り消した。同年 12 月から直営により管理を行っている。

3 管理方法に係る検討結果

(1) 経費の節減効果

平成 18 年度の指定管理開始当初は、平成 17 年度の直営時と比較し、3,526 千円の経費節減効果があった。

直営管理に移行した 26 年度の管理経費は、臨時的経費を除くと非常勤職員である墓園管理人の人件費など 15,916 千円となるが、平成 25 年度に指定管理料上限額 15,046 千円で指定管理者の公募を行った際は応募者がなかったことや、協定違反防止に係るリスク管理経費が別途生じることなどを考慮すると、現時点では指定管理による経費節減効果は見込めないものと考えられる。

(2) 墓石のあっせん等の防止策

新庄墓園・青山墓園では現在、約 1,000 区画の墓地使用者を募集しており、年間約 100 人が新たな墓地使用者となっている。墓地使用者が、墓石を設置するために墓石業者を選定することを考えると、墓園は、指定管理者によるあっせんや個人情報目的外使用の可能性が予測される特殊な施設であると考えられる。

市は、新庄墓園・青山墓園を指定管理者制度に移行するにあたり、当初の協定において、「墓石の設置に際し、特定の墓石業者の紹介などの公平性を損ねる行為をしてはならない。」と規定したところである。

これに加え、平成 21 年度の再指定の際には、「区画の使用許可を受けている者に対して当該本人の意思に反して連絡、通信、訪問、勧誘その他の接触を持ってはな

らない。」と規定したところであるが、結果として協定による規定では墓石のあっせん等を防止することができなかった。

墓石のあっせん等を完全に防止しようとする、常時、指定管理者の行動を監視すること等が求められるが、広い園内での対応は難しく、墓石のあっせん等を完全に防止することは極めて困難であると考えられる。

(3) 利用者等のアンケート結果

園内での利用者アンケートの結果、職員の対応、園内の清掃や草刈などにおいてほとんどが「良い」または「概ね良い」との回答をいただいている。

直営による管理以降、草刈りや清掃など園内の美観は保たれており、接遇や管理についての苦情は殆どなく、業者に対しても公正・適正に対応しているとの意見をいただいている。

以上を総合的に考慮し、新庄墓園・青山墓園については、平成28年4月から、直営による管理に見直そうとするものである。

なお、古川墓園は墓地使用者全員で構成する管理協議会が指定管理者として管理している施設であること、また、古川墓園の管理人は墓園に常駐していないため、使用者との接点が少なく、新規に墓石を設置する際に指定管理者の介入の余地がないため協定違反の可能性は殆どないことを踏まえると、指定管理者による管理を今後も継続することが適当であると考えられる。

4 関係条例の改正について

盛岡市墓園条例の一部改正案を12月議会において提案する予定である。